

阿南工業高等専門学校

令和7年度入学料免除・徴収猶予申請要項

I 入学金減免及び入学料免除・徴収猶予申請について

1 各種概要および対象者

以下の内容により、入学料納付期日までに納付が困難な事情があると認められる場合は、申請により選考の上、入学料の免除または徴収猶予が許可されることがあります。

種類		対象	認定要件	学業基準	家計基準
A 高等教育の修学支援新制度による <u>入学金減免</u>		専攻科入学者、4学年以上の編入者	経済的理由により修学に困難な優秀な者で、世帯収入の他、資産等の要件を満たす者。 ※高等教育の修学支援新制度における学力基準および家計基準を満たした場合に、給付奨学金の支給に加えて、入学金及び授業料の減免をセットで受けられるものです。	有	有
B 高専機構による制度	入学料免除	本科1年入学者、専攻科入学、4学年以上の編入者	災害等によるもの ※入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合	無	有
			その他特別な事由により校長が許可する場合	無	有
			私費留学生に対するもの	有	有
	入学料猶予	本科1年入学者、専攻科入学・編入者	経済的な理由によって納付期限までに納付が困難な場合	有	有
			災害等によるもの 入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合	無	有
			その他やむを得ない事由があると認められる場合 ※単に経済的な理由の場合は含まない		

※Aの学業基準および家計基準は、授業料免除等申請要項を参照してください。

※A入学金減免およびB入学料免除申請者は、採用・不採用の通知があるまで徴収が猶予されます。

※B「家計基準」とは、別途定める家計基準を満たす場合により、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合です。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳細については学生係へご相談ください。

※B「学業基準」とは、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）在学時の成績又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。

※B「私費留学生の家計基準」とは、1年間の総所得金額（本人の給与、奨学金、仕送り等）が83万円未満であるもの。また、「私費留学生の学力基準」とは、学習意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められることです。

2 結果通知

(1) 通知時期：【A】7-9月随時（※日本学生支援機構の給付奨学金判定時期後）

【B】7-8月迄

(2) 通知方法：郵送で通知します。

3 猶予期限

入学料猶予申請が許可された場合は、令和8年2月末日が猶予期限となります。

4 注意事項

- (1) 書類に不備がある者、事実と記載事項が相違していることが判明した者は、選考から除外されます。また、結果通知後判明した場合は許可を取り消します。
- (2) 申請者については、選考の結果が判明するまでの間、入学料の徴収を猶予しますので入学料を納付しないでください。一旦納付された入学料は返還できません。

II 提出書類について

以下の表を確認し、申請区分に応じた書類を期限までに提出してください。
なお、一度受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。

種類	提出書類	提出期限
A 入学金の減免	様式1-4【入学料徴収猶予申請書】 ※授業料等減免に含まれる制度であるため、別途、4月実施の在学採用（令和7年度修学支援新制度授業料減免&給付奨学金）に申し込むこと。	令和7年3月7日（金） 17:00 締切
B 入学料徴収猶予	様式1-4【入学料徴収猶予申請書】	令和7年3月14日（金） 17:00 締切 ※所得証明等の公的書類締切 令和7年6月13日（金）
B 入学料免除	様式1-5【入学料免除申請書】	
「B」の申請者 全員が提出するもの	様式2【家族状況等申告書】 ●様式2で「はい」にチェックした行に記載のある書類すべて※1 ●住民票の写し （免除申請者と生計を一とする世帯全員分） ●所得証明書※2 （免除申請者と生計を一とする世帯全員分）	

※1 家族状況等申告書内で該当する様式3～9は、別添様式をご利用ください

- 様式3 給与支給（見込証明書）
- 様式4 退職及び退職金支給証明書
- 様式5 無収入申立書
- 様式6 母子・父子世帯等申立書
- 様式7 在学及び就学状況等証明書
- 様式8 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
- 様式9 主たる学資負担者（学資支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

※2 所得証明書について

- ・市町村が発行する令和7年度（令和6年分についての内容）で、合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの。免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者、15歳未満、専業主婦等含む）
- ・所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書を提出
- ・収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。

※上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

提出先 問合せ先	阿南工業高等専門学校 学生課学生係 TEL:0884-23-7134
-------------	---------------------------------------